

平成30年3月1日開会

平成30年第1回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、平成30年第1回つがる市議会定例会の開会にあたり、市政運営について私の所信の一端を述べますとともに、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思えます。

昨年2月に皆さまからのご支持を賜り、4期目の市政運営を担わせていただくことになりました。今後も市民の皆さまの負託に応えるべく、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

これまでも「みんなが安心して暮らせるつがる市」を目指し、農業の振興、人口減少・少子高齢化対策及び教育振興に鋭意取り組んでまいりました。

昨年の3月議会冒頭に述べさせていただきました「農産物のブランド化推進による所得の向上」をはじめとする6つの政策を柱に、今後もまちづくりを推進していく考えでございます。

その中において、重点課題であります人口減少対策及び地域経済の発展に資するため、「つがる市東京事務所」

の平成31年度開設を目指します。

首都圏において本市の魅力を発信する拠点とするとともに、企業誘致対策や中央省庁との連絡調整・情報収集等、今後の行政運営に有効な手段であると考えておりますので、議員各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案13件、条例案20件、指定管理者の指定4件、人事案1件、その他1件、諮問1件の、合わせて40件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第1号専決処分した「平成29年度つがる市一般会計補正予算（第7号）」は、除雪対策費の補正として1億2,481万9千円を計上し、財政調整基金繰入金で補正額を調整したものであります。

議案第2号「平成29年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案」は、本年度の事務・事業の精査により、所要の予算措置を講ずるものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算から6億9,301万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を226億572万9千円とするものであります。

また、継続費及び繰越明許費、公の施設に係る指定管理料の債務負担行為、地方債の補正をそれぞれ行っております。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

衛生費においては、事業費の確定に伴い、津軽広域水道企業団西北事業部出資金1億9,300万円を減額計上しております。

土木費においては、地域住宅支援事業費の国庫補助金が確定したことにより、2億6,341万2千円を減額しております。

教育費の旧木造中央公民館講堂移築保存費について

は、次年度からの工事着工となったため、全額を減額計上しております。

公債費においては、長期債元金の繰上償還を行うため、2億8,873万5千円を追加計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

歳入については、歳出における事業費の確定、事務事業の精査に伴い、国、県支出金、市債について、それぞれ所要額の補正を行っております。

議案第3号から議案第7号までの平成29年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細にご説明申し上げます。

次に議案第8号「平成30年度つがる市一般会計予算案」についてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算の編成に当たっては、「人口減少対策」、「農業振興」及び「教育の充実」の重点課題と財政規律の堅持を基本方針とし、具体的な事務事業の優先化、重点化を踏まえ、将来に向けて限られた財源を

効果的に配分するよう努めたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は、233億4,000万円となり、前年度比10億9,000万円、4.9%の増となっております。

歳出の性質別では、人件費や扶助費などの義務的経費が112億5,224万4千円で前年度比3億2,765万2千円、3.0%の増となっております。

投資的経費では、普通建設事業費が42億5,969万円となり、前年度比10億2,189万2千円、31.6%の増となっております。

それでは、歳出における主なるものにつきまして、款を追ってご説明申し上げます。

総務費においては、玉水コミュニティセンター及び沼館コミュニティセンター建設事業費として、2億5,193万7千円、東京事務所開設準備費850万2千円を計上しました。

民生費では、少子化対策事業として認定こども園等整備事業費補助金8,468万4千円、保育所等

第2子以降支援助成事業補助金6,413万4千円を計上しました。

衛生費では、西部クリーンセンター延命化工事を含む、西北五環境整備事務組合負担金3億1,803万3千円を計上しました。

農林水産業費では、利便性の向上を図るため、柏ロマン荘増築事業費1億7,898万7千円を計上しました。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業費及び民生安定事業等道路新設改良費7億849万4千円、除雪機械購入費4,704万3千円、地域住宅支援事業費8億2,463万8千円を計上しました。

消防費では、消防署再編統合計画に基づく庁舎建設費5,755万円、高規格救急車購入費4,066万9千円、消防ポンプ自動車購入費3,805万2千円、森田大館コミュニティ消防センター建設事業費1億1,429万6千円をそれぞれ計上しました。

教育費では、社会教育の振興を図るため、総合体育館建設事業費7億700万円、柏ふるさと交流センター

改修事業費 9, 324万8千円を計上しました。

公債費は33億4, 645万6千円となっており、一般会計での平成30年度末市債残高は375億7, 700万5千円の見込みとなっております。

次に、歳入の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税については、固定資産税、たばこ税の減収を見込み23億7, 590万2千円を計上しました。

地方交付税については、合併算定替加算の縮減により減額されていることから、前年度比1億1, 000万円減額の89億9, 000万円を計上しました。

繰入金については、財源調整のための財政調整基金8億6, 421万円を計上しました。

市債については、総合体育館建設事業、公営住宅整備事業、コミュニティセンター建設事業など、42億6, 640万円を計上しました。

国、県支出金については、生活保護費、社会福祉費及び児童福祉費の扶助費、建設事業等の関連において計上



しました。

以上が平成30年度つがる市一般会計予算案の概要であります。

議案第9号から議案第13号までの平成30年度各特別会計予算案につきましては、ご審議の際に詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案については、議案第14号から議案第33号までの20件を提案いたしております。

議案第14号は専決処分した改正条例であります。

地方税法施行規則の一部改正に伴い、つがる市税条例について所要の改正を行ったものでありますが、施行日が平成30年1月1日であることから早急に措置する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第15号「つがる市公共施設等整備保全基金条例案」は、公共施設等の整備及び保全に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するものであります。

議案第16号「つがる市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、「つがる市の行政委員会及び附属機関の委員の報酬見直しに係る基本方針」に基づく職責に応じた報酬額の見直し、職名の加除その他所要の改正をするものであります。

議案第17号「つがる市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」は、職員の降給の事由及び必要な手続等を定めるものであります。

議案第18号「つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正をするものであります。

議案第19号「つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員法の改正に伴う人事評価の結果に応じた昇給及び勤勉手当の支給、東京都特別区に在勤する職員に対する地域手当の支給について規定するものであります。

議案第20号「つがる市集会所条例等の一部を改正する条例案」は、沼館及び玉水コミュニティセンターを設置するため所要の改正をするものであります。

議案第21号「つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案」は、上古川、森田及び繁田地区コミュニティ消防センターを設置するため

所要の改正をするものであります。

議案第 2 2 号「つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防手数料の額を改定するものであります。

議案第 2 3 号「つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、関係法令の改正に伴い、承認企業立地計画に従って設置される固定資産の取得価額要件の引下げ等について、所要の改正をするものであります。

議案第 2 4 号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は、健全で安定的な国民健康保険財政の運営が見込まれるため、税率を引下げ、税負担の適正化を図るものであります。

議案第25号「つがる市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第26号「つがる市児童館条例の一部を改正する条例案」は、児童館に児童館運営委員会を設置するものであります。

議案第27号「つがる市認定こども園設置条例を廃止する条例案」は、車力認定こども園の民営化に伴い、設置条例を廃止するものであります。

議案第28号「つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第29号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、認定こども園移管法人選定委員会を廃止し、認知症初期集中支援事業の活動状況、関係機関との連携について検討する機関として、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置するものであります。

議案第30号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案」は、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の基準額を改定するほか、介護保険法の改正に伴う所要の改正をするものであります。

議案第31号「つがる市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、関係省令の改正に伴い、新たな地域密着型サービスを規定するほか、所要の改正をするものであります。

議案第 3 2 号「つがる市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、関係省令の改正に伴い、新たな地域密着型介護予防サービスを規定するほか、所要の改正をするものであります。

議案第 3 3 号「つがる市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」は、関係省令の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の責務に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 4 号から議案 3 7 号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」4 件は、いずれも指定管理期間の満了に伴い、指定管理者を更新するもので

あります。

次に、人事案についてご説明申し上げます。

議案第38号「つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件」は、教育委員会委員の神元勝<sup>もとかつ</sup>氏の任期が平成30年3月30日で満了いたしますので、後任の委員として再び任命いたしたく、議会の同意を求めるため提案するものであります。

議案第39号「西北五環境整備事務組合同規約の変更の件」は、西北五環境整備事務組合の事務所移転に伴い、組合同規約の一部を変更するものであります。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、人権擁護委員の原田正志<sup>はらたまさし</sup>氏の任期が平成30年6月30日で満了いたしますので、後任の委員として再び推薦いたしたく、意見を求めるため諮問するもので



あります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重に御審議のうえ、原案どおり御承認、御議決並びに御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。